

改正後 (令和4年10月版)

改正前 (令和4年2月版)

長崎県農業土木施工管理基準

(令和4年10月)

長崎県農林部農村整備課

長崎県農業土木施工管理基準

(令和4年2月)

長崎県農林部農村整備課

改正後 (令和4年10月版)	改正前 (令和4年2月版)
<p>農業土木工事施工管理基準</p> <p><u>(令和4年10月)</u></p> <p>長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業土木施工管理基準 目次 (略)</p>	<p>農業土木工事施工管理基準</p> <p><u>(令和4年2月)</u></p> <p>長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業土木施工管理基準 目次 (略)</p>
<p>第1項 農業土木施工管理基準</p> <p>農業土木施工管理基準</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 適用 (略)</p> <p>第3 施工管理の基本構成</p> <p>施工管理の基本構成は次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>施工管理 (工事写真含む)</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>├── 工程管理 (進捗管理)</p> <p>├── 出来形管理</p> <p>└── 品質管理</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>├── 直接測定による出来形管理</p> <p>├── 撮影記録による出来形管理</p> <p>└── 3次元データによる出来形管理</p> </div> </div> <p>1. 工程管理 (略)</p> <p>2. 直接測定による出来形管理 (略)</p> <p>3. 撮影記録による出来形管理 (略)</p> <p>4. 3次元データによる出来形管理 <u>3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」の「第2章 土工編」、「第3章 ほ場整備編」及び「第4章 舗装工事編」の「第2出来形管理及び監督・検査の要領」により実施するものとし、記載の無い項目については本基準により実施する。</u></p> <p>5. 品質管理 (略)</p> <p>第4 施工管理の実施 (略)</p> <p>第5 用語の定義</p> <p style="text-align: center;"><u>(管理基準値削除)</u></p> <p>規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。</p> <p>第2項 直接測定による出来形管理 (略)</p>	<p>第1項 農業土木施工管理基準</p> <p>農業土木施工管理基準</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 適用 (略)</p> <p>第3 施工管理の基本構成</p> <p>施工管理の基本構成は次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>施工管理 (工事写真含む)</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>├── 工程管理 (進捗管理)</p> <p>├── 出来形管理</p> <p>└── 品質管理</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>├── 直接測定による出来形管理</p> <p>└── 撮影記録による出来形管理</p> </div> </div> <p>1. 工程管理 (略)</p> <p>2. 直接測定による出来形管理 (略)</p> <p>3. 撮影記録による出来形管理 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>4. 品質管理 (略)</p> <p>第4 施工管理の実施 (略)</p> <p>第5 用語の定義</p> <p style="text-align: center;"><u>管理基準値……………管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標値」として示したものである。</u></p> <p>規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。</p> <p>第2項 直接測定による出来形管理 (略)</p>

改正後 (令和4年10月版)					改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>										
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準		工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
1 共通 工事	掘削	基準高 (V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で測 定する。 上記未満は2箇所測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	1 共通 工事	掘削	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについ ては施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。 箇所単位のものにつ いては適宜構造図の 寸法標示箇所を測定 する。
		幅 (W)	<u>基準幅、小段幅等</u> ⊖ 150				⊖ 150			
		法長 (L)	<u>法長5m未満</u> ⊖ 200 <u>// 5m以上</u> ⊖ 4%				⊖ 200	⊖ 4%		
		施工延長	⊖ 200				⊖ 200			
	盛土	基準高 (V)	⊕ 100	上記と同一。	盛土	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	上記と同一。	
		幅 (W)	<u>天端幅、小段幅等</u> ⊖ 150			⊖ 150				
		法長 (L)	<u>法長5m未満</u> ⊖ 100 <u>// 5m以上</u> ⊖ 2%			⊖ 100	⊖ 2%			
		施工延長	⊖ 200			⊖ 200				

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)							
(管理基準値欄削除)											
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準			
1 共通工事	石積み	基準高 (V)	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さ (T ₁ 、T ₂) の測定は各々、法長2m未満は1箇所 (おおむねL/2)、2m以上は2箇所 (おおむねL/3、2/3L) 測定することを原則とする。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	1 共通工事	石積み	基準高 (V)	⊕ 40 ⊖ 25	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さ (T ₁ 、T ₂) の測定は各々、法長2m未満は1箇所 (おおむねL/2)、2m以上は2箇所 (おおむねL/3、2/3L) 測定することを原則とする。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	
	コンクリートブロック積み	厚さ (T ₁)	石面より裏込コンクリート背面まで ⊖ 50		1 共通工事	コンクリートブロック積み	厚さ (T ₁)	石面より裏込コンクリート背面まで ⊕ 30	⊖ 50		
	石張工	(T ₂)	石面より裏込材料背面まで ⊖ 100		1 共通工事	石張工	(T ₂)	石面より裏込材料背面まで ⊖ 65	⊖ 100		
	コンクリートブロック張り	法長 (L)	法長2m未満 ⊖ 40 " 2m以上 ⊖ 75		1 共通工事	コンクリートブロック張り	法長 (L)	法長2m未満 ⊕ 25 " 2m以上 ⊕ 50	⊖ 40 ⊖ 75		
	河川護岸は除く	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊖ 50 10m以上50m未満 ⊖ 100 50m以上200m未満 ⊖ 200		1 共通工事	河川護岸は除く	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊖ 50 10m以上50m未満 ⊖ 100 50m以上200m未満 ⊖ 200		
		凹凸	長の1% (コンクリートブロック積みのみ)		1 共通工事		凹凸	法長の1% (コンクリートブロック積みのみ)			
	基礎杭打工	基準高 (V)	⊕ 75 ⊖ 45		重要構造物は全数、それ以外は施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。 支持杭については打止り沈下量を全数測定する。	基礎杭打工	基準高 (V)	⊕ 50 ⊖ 30	⊕ 75 ⊖ 45		重要構造物は全数、それ以外は施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。 支持杭については打止り沈下量を全数測定する。
	木杭					木杭					
	プレキャスト		場所打杭 ⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45			プレキャスト	場所打杭 ⊕ 30 深礎杭 ⊕ 30	場所打杭 ⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45			
	コンクリート杭					コンクリート杭					
鋼管杭	偏心 (e)	別表ア参照		鋼管杭	偏心 (e)	別表ア参照	別表ア参照				
場所打杭				場所打杭		深礎杭 100	深礎杭 150				
深礎杭		深礎杭 150		深礎杭							

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
(管理基準値欄削除)									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
1 共通 工事	矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基準高 (V)	⊕ 45	線的なものについては施工延長おおむね20m につき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	1 共通 工事	矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基準高 (V)	⊕ 30	線的なものについては施工延長おおむね 20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		中心線のズレ (e)	⊕ 100				中心線のズレ (e)	⊕ 65	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200				施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
	オープンケーソン	基準高 (V)	⊕ 100	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロット毎に測定す る。	オープンケーソン	基準高 (V)	⊕ 65	構造図の寸法標示箇 所を測定する。 幅、厚さ、長さについ ては1ロット毎に測定 する。	
		幅 (B)	⊖ 50			幅 (B)	⊕ 30		
		厚さ (T)	⊖ 20			厚さ (T)	⊕ 13		
		高さ (H)	⊖ 100			高さ (H)	⊕ 65		
		長さ (L)	⊖ 50			長さ (L)	⊕ 30		
	偏位 (e)	300	偏位 (e)	200	300				

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)											
(管理基準値欄削除)															
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準							
1 共通 工事	栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	厚さ (T)	線的なものについては施工延長 おおむね50mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構 造図の寸法標示箇所を測定する。	1 共通 工事	栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	厚さ (T)	栗石基礎、砕石基礎、砂基礎 均しコンクリート	⊖ 50 ⊖ 20	線的なものにつ いては施工延長 おおむね50mに つき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇 所測定する。 箇所単位のもの については適宜 構造図の寸法標 示箇所を測定す る。						
		幅 (B)				栗石基礎、砕石基礎 ⊖ 200 砂基礎、均しコンクリート ⊖ 100				幅 (B)	栗石基礎、砕石基礎 均しコンクリート	⊖ 130 ⊖ 65			
		施工延長				⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100				施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100			
	コンクリート付帯 構造物 コンクリート基礎	基準高 (V)			⊕ 45	線的な構造物については施工延 長おおむね20mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜 構造図の寸法標示箇所を測定す る。				コンクリート付帯 構造物	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 45	線的な構造物に ついては施工延 長おおむね20m につき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所 測定する。 箇所単位のもの については適宜 構造図の寸法標 示箇所を測定す る。	
	コンクリート側溝	幅 (B)			⊖ 30					コンクリート基礎	幅 (B)	⊕ 20	⊖ 30		
	コンクリート管渠	厚さ (T)			部材厚30cm未満 ⊖ 20 部材厚30cm以上 ⊖ 25					コンクリート側溝	厚さ (T)	部材厚30cm未満 ⊕ 15 ⊖ 13 " 30cm以上 ⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20 ⊖ 25		
	横断構造物	高さ (H)			2m未満 ⊖ 30 2m以上 ⊖ 45					コンクリート管渠	高さ (H)	2m未満 ⊕ 20 2m以上 ⊕ 30	⊖ 30 ⊖ 45		
	コンクリート擁壁	施工延長 (又は長さ)			⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m " ⊖ 50 50m " ⊖ 100 200m " ⊖ 200					横断構造物	施工延長 (又は長さ)				⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m " ⊖ 50 50m " ⊖ 100 200m " ⊖ 200
	その他上記に準ず るもの									その他上記に準ず るもの					

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
1 共通 工事	精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高 (V)	⊕ 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。	1 共通 工事	精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高 (V)	⊕ 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅 (B)	⊕ 10				⊕ 15	⊕ 10	
		厚さ (T)	⊕ 20				⊕ 7	⊕ 20	
		高さ (H)	⊕ 10				⊕ 13	⊕ 10	
		長さ (L)	⊕ 10				⊕ 7	⊕ 10	
U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基準高 (V)	⊕ 40	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基準高 (V)	⊕ 25	⊕ 40	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	
	中心線のズレ (e)	⊕ 50			⊕ 30	⊕ 50			
	施工延長	⊖0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200				⊖0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200			
土水路	基準高 (V)	<u>指定したとき</u> ⊕ 100	上記と同一。	土水路	基準高 (V)	<u>指定したとき</u> ⊕ 65	⊕ 100	上記と同一。	
	幅 (B)	⊖ 75			⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75			
	高さ (H)	<u>指定したとき</u> ⊖ 75			<u>指定したとき</u> ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75			
	施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400				⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400			

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準
1 共通 工事	鉄筋組立	かぶり (t)	測定箇所標準図による1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。 φ:鉄筋径	1 共通 工事	鉄筋組立	かぶり (t)	±φかつ最小かぶり以上	測定箇所標準図による1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。
		中心間隔 (b)			±φ			
							φ:鉄筋径	

改正後 (令和4年10月版)					改正前 (令和4年2月版)						
<u>(管理基準値欄削除)</u>											
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準		工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準		
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ (T)	⊖ 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	2	表土扱い	厚さ (T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	
	基盤造成	基準高 (V)	<u>指定したとき</u> ⊕ 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する)	2	基盤造成	基準高 (V)	<u>指定したとき ⊕ 100</u>	⊕ 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する)	
	表土整地	均平度 (◇)	⊕ 50			表土整地	均平度 (◇)	⊕ 35			⊕ 50
	畦畔復旧	幅 (B)	⊖ 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。	2	畦畔復旧	幅 (B)	<u>⊕ 100 ⊖ 35</u>	⊖ 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。	
		高さ (H)	⊖ 50				高さ (H)	<u>⊕ 100 ⊖ 35</u>			⊖ 50
	道路工 (砂利道)	幅 (B)	⊖ 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。	2	道路工 (砂利道)	幅 (B)	<u>⊕ 150 ⊖ 100</u>	⊖ 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長	
		厚さ (T)	⊖ 45				厚さ (T)	<u>⊕ 30</u>			⊖ 45
		施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400				施工延長				⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)							
(管理基準値欄削除)											
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準			
3 農用地造成工事	耕起深耕	耕起深 (T)	果樹 ⊖ 75 野菜 ⊖ 15	3 農用地造成工事	耕起深耕	耕起深 (T)	果樹 ⊖ 50 野菜 ⊖ 10	⊖ 75 ⊖ 15	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。		
	テラス (階段畑)	幅 (B ₁)	指定したとき ⊖ 150		テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。	テラス (階段畑)	幅 (B ₁)	指定したとき ⊕ 300 ⊖ 100		⊖ 150	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。
		耕起幅 (B ₂)	指定したとき ⊖ 150				耕起幅 (B ₂)	指定したとき ⊕ 100		⊖ 150	
		側溝幅 (B ₃)	⊖ 75				側溝幅 (B ₃)	⊕ 100 ⊖ 50		⊖ 75	
		側溝高さ (H)	指定したとき ⊖ 75				側溝高さ (H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50		⊖ 75	
法勾配 (S)	指定したとき ⊕ 2分 ⊖ 1分	法勾配 (S)	指定したとき ⊕ 2分 ⊖ 1分								
道路工 (耕作道)	幅 (B)	⊖ 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。	道路工 (耕作道)	幅 (B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。			
	厚さ (T)	⊖ 45			厚さ (T)	⊕ 30	⊖ 45				
	側溝幅 (b)	⊖ 75			側溝幅 (b)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75				
	側溝高さ (H)	指定したとき ⊖ 75			側溝高さ (H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75				
土壌改良	pH測定	指定したとき ⊕ 0.5	おおむね50a 当たり1箇所 (深さ15cm) 改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)	土壌改良	pH測定	指定したとき ⊕ 0.35	⊕ 0.5	おおむね50a 当たり1箇所 (深さ15cm) 改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)			

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高 (V)	<u>指定したとき ⊕ 300</u>	3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高 (V)	<u>指定したとき ⊕ 200</u>	⊕ 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。(測定間隔はおおむね40m)
		法勾配 (S)	<u>指定したとき ⊕ 1分</u>			法勾配 (S)	<u>指定したとき ⊕ 1分</u>		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
4 農道工事	路盤工	基準高 (V)	下層路盤 ⊕ 50	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	4 農道工事	路盤工	基準高 (V)	下層路盤 ⊕ 30	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅 (B)	⊖ 50				幅 (B)	⊕ 50 ⊖ 35	
厚さ (T)		下層路盤 ⊖ 50 上層路盤 ⊖ 30	厚さ (T)				下層路盤 ⊕ 30 上層路盤 ⊕ 20		
中心線のズレ (e)		⊕ 100	中心線のズレ (e)				⊕ 65		
施工延長		⊖0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100	施工延長				⊖0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100		
コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅 (B)	幅 (B)	⊖ 30	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅 (B)	幅 (B)	⊕ 30 ⊖ 20	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。
		厚さ (T)	コンクリート舗装 ⊖ 10 アスファルト舗装 各層 ⊖ 10 全層 ⊖ 15				厚さ (T)	コンクリート舗装 ⊕ 10 ⊖ 6.5 アスファルト舗装 各層 ⊕ 10 ⊖ 6.5 全層 ⊕ 15 ⊖ 10	
		中心線のズレ (e)	⊕ 50				中心線のズレ (e)	⊕ 35	
		施工延長	⊖0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150				施工延長	⊖0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
		平坦性 (F)	As舗装 3mプロフィール メータ標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 Co舗装 標準偏差 σ = 2.0mm以内				平坦性 (F)	As舗装 3mプロフィール メータ標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 Co舗装 標準偏差 σ = 2.0mm以内	
			平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。					平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
4 農 道 工 事	砂利舗装工	幅 (B)	⊖ 100	4 農 道 工 事	砂利舗装工	幅 (B)	⊕ 100 ⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。
		高さ (T)	⊖ 45			高さ (T)	⊕ 30	⊖ 45	
		施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100				施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
(管理基準値欄削除)									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
4 農道工事	道路トンネル	支保工 幅 (b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	4 農道工事 道路トンネル	支保工 幅 (b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		支保工 間隔 (l)	⊕ 75			支保工 間隔 (l)	⊕ 50	⊕ 75	
	コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巻厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	3. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 4. 巻厚 (ニ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ホ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (カ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅 (B)	⊖ 70			幅 (B)	⊕ 45	⊖ 70	
		巻厚 (T)	⊖ 50			巻厚 (T)	⊖ 30	⊖ 50	
		高さ (H)	⊖ 70			高さ (H)	⊕ 45	⊖ 70	
		中心線のズレ (e)	直線部⊕100 曲線部⊕150			中心線のズレ (e)	直線部⊕65 曲線部⊕100	直線部⊕100 曲線部⊕150	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

改正後 (令和4年10月版)					改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準		工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
4 農道工事	道路トンネル (NATM)	幅 (b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	4 農道工事	道路トンネル (NATM)	幅 (b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		支保工 間隔 (ℓ)	⊕ 75				支保工 間隔 (ℓ)	⊕ 75	
		吹付コンクリート厚 (T)	施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。			吹付コンクリート厚 (T)	施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。
	ロックボルト	位置間隔 (L)		施工延長50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)	ロックボルト	位置間隔 (L)		施工延長50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)	
		角度 (θ)				角度 (θ)			
		深さ (ℓ)				深さ (ℓ)			
		孔径 (φ)				孔径 (φ)			
	コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長50mにつき1箇所測定する。 2. 巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。	コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	3. 基準高、幅、高さは施工延長50mにつき1箇所測定する。 4. 巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
		幅 (B)	⊖ 50			幅 (B)	⊖ 30	⊖ 50	
		巻厚 (T)	⊖ 0			巻厚 (T)	⊖ 0	⊖ 0	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
4 農道工事	道路トンネル (NATM)	高さ (H)	⊖ 50	(n)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。 (h)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。 (c)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ① 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ② 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ③ 鋼製支保工、ロックボルトの突出。	高さ (H)	⊖ 30	⊖ 50	(n)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。 (h)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。 (c)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ④ 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ⑤ 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ⑥ 鋼製支保工、ロックボルトの突出。
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

改正後 (令和4年10月版)					改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準		工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準
5 水路トンネル工事	水路トンネル 支保工 幅 (b) (Bタイプ)	⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。		5 水路トンネル工事	水路トンネル 支保工 幅 (b) (Bタイプ)		⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		⊖ 40						⊖ 40	
	幅 (b) (C、Dタイプ)					幅 (b) (C、Dタイプ)			
	間隔 (ℓ)	⊕ 75				間隔 (ℓ)	<u>⊕ 50</u>	⊕ 75	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
5 水路トンネル工事	水路トンネル コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。	5 水路トンネル工事	基準高(V)	<u>⊕ 30</u>	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。
		幅(B)	⊖ 40		幅(B)	<u>⊕ 25</u>	⊖ 40		
		巻厚(T)	⊖ 0		巻厚(T)	<u>⊖ 0</u>	⊖ 0		
		高さ(H)	⊖ 40		高さ(H)	<u>⊕ 25</u>	⊖ 40		
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150		中心線のズレ(e)	直線部 <u>⊕ 65</u> 曲線部 <u>⊕ 100</u>	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150		
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長150m未満 ⊖ 150		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長150m未満 ⊖ 150		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
(管理基準値欄削除)									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
6 水路 工事	現場打開水路	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	6 水路 工事	現場打開水路	基準高 (V)	⊕ 20	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅 (B)	⊖ 25				⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ (T)	⊖ 20				⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ (H)	⊖ 25				⊕ 15	⊖ 25	
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100				直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30				直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
	現場打サイホン	基準高 (V)	⊕ 50	上記と同一。	現場打サイホン	基準高 (V)	⊕ 30	上記と同一。	
		幅 (B)	⊖ 20			⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20		
		厚さ (T)	⊖ 20			⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20		
		高さ (H)	⊖ 20			⊕ 13	⊖ 20		
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100		
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30			直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30		
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150				⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
6 水路 工事	現場打暗渠	基準高 (V)	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ (曲線部) については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	6 水路 工事	現場打暗渠	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ (曲線部) については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅 (B)				⊖ 20	⊖ 20		
		厚さ (T)				⊖ 20	⊖ 20		
		高さ (H)				⊖ 20	⊖ 20		
		中心線のズレ (e)				直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		スパン長 (L)				直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長				⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
6 水路 工事	鉄筋コンクリート 大型フリーム	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所 の割合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所 の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつ き1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	鉄筋コンクリート 大型フリーム	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部) については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未满是2箇所測定 する。 幅、厚さについては施 工延長50mにつき1箇 所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定 する。
		幅 (B)	⊖ 25			幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
	鉄筋コンクリート L形水路	厚さ (T)	⊖ 20		鉄筋コンクリート L形水路	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20	
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
ボックスカルバ ート水路	基準高(V)	⊕ 30	ボックスカルバ ート水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30			
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

改正後 (令和4年10月版) <u>(管理基準値欄削除)</u>				改正前 (令和4年2月版)					
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
7 河川及び排水路工事	コンクリート 法覆工 アスファルト 法覆工	基準高 (V)	⊕ 45	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	7 河川及び排水路工事	コンクリート 法覆工 アスファルト 法覆工	基準高 (V)	⊕ 45	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		厚さ (T)	<u>厚さ10cm未満</u> ⊖ 20 <u>厚さ10cm以上</u> ⊖ 30				厚さ (T)	<u>厚さ10cm未満</u> ⊖ 15 <u>// 10cm以上</u> ⊖ 20	
		法長 (L)	<u>法長2m未満</u> ⊖ 50 <u>法長 2m以上</u> ⊖ 100				法長 (L)	<u>法長2m未満</u> ⊖ 30 <u>// 2m以上</u> ⊖ 65	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150				施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
	コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	基準高 (V)	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	基準高 (V)	<u>⊕ 30</u>	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		幅 (B)	⊖ 40			幅 (B)	<u>⊕ 25</u>	⊖ 40	
		高さ (H)	⊖ 40			高さ (H)	<u>⊕ 25</u>	⊖ 40	
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			中心線のズレ (e)	<u>直線部</u> ⊕ 35 <u>曲線部</u> ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
7 河川 及び 排水 路工 事	ライニング水路	基準高 (V)	⊕ 75	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	7 河川 及び 排水 路工 事	ライニング水路	基準高 (V)	⊕ 75	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
	連節ブロック	幅 (B)	⊖ 75		連節ブロック	幅 (B)	⊕ 50	⊖ 75	
	コンクリート マット	法長 (L)	<u>法長2m未満</u> ⊖ 50 <u>法長2m以上</u> ⊖ 100		コンクリート マット	法長 (L)	<u>法長2m未満</u> ⊕ 30 <u>2m以上</u> ⊕ 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150				

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	⊖ 100	8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	⊖ 65	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	
		高さ (H)	⊕ 30			高さ (H)	⊕ 20		⊕ 30
管水路 (遠心力鉄筋コン クリート管) RC管	基準高 (V)	⊕ 30 <u>ただし被圧地下水のある場合</u> ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mに1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては1本毎に測定する。	管水路 (遠心力鉄筋コン クリート管) RC管	基準高 (V)	⊕ 20、 <u>ただし</u> <u>被圧地下水のある場</u> <u>合</u> ⊕ 30	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mに1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては1本毎に測定する。	
	中心線のズレ (e)	⊕ 100				中心線のズレ (e)	⊕ 65		⊕ 100
	ジョイント 間隔 (z)	別表イ 参照				ジョイント 間隔 (z)	<u>別表イ 参照</u>		別表イ 参照
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200				施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)								
<u>(管理基準値欄削除)</u>												
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準				
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 U形 T形 (強化プラスチック 複合管) B形、T形 C形	基準高 (V)	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長お おむね50mにつき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線部)については おおむね10mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定とする。 ジョイント間隔については1本毎 に測定する。	8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 U形 T形 (強化プラスチック 複合管) B形、T形 C形	基準高 (V)	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長お おむね50mにつき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測定 とする。 ジョイント間隔につい ては1本毎に測定する。				
		ただし被圧地下水のある場合							⊕ 20、 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30			
		中心線のズレ (e)							⊕ 100	中心線のズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100
		ジョイント 間隔							別表ウ及び別表エ 参照	ジョイント 間隔	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ 参照
		施工延長							⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200
管水路 (硬質ポリ塩化ビ ニル管)	基準高 (V)	⊕ 50	設計図書に示された基準高、ある いは埋設深、中心線のズレ(直線 部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定す る。 中心線のズレ(曲線部)については おおむね10mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	管水路 (硬質ポリ塩化ビ ニル管)	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	設計図書に示された基 準高、あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね50mにつき1箇 所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。				
	埋設深 (H)	⊖ 50			埋設深 (H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50					
	中心線のズレ (e)	⊕ 120			中心線のズレ (e)	⊕ 80	⊕ 120					
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200					

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準
8 管水路 水路 工事	管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。		8 管水路 水路 工事	管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。		管水路 (鋼管)
		管種	JIS G 3443-2004 (水輸送用塗覆装鋼管) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)			管種	JIS G 3443-2004 (水輸送用塗覆装鋼管) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)	
		寸法	80A~3500A			寸法	80A~3500A	
		塗覆装方法	管外面 長寿命形プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管内面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。			塗覆装方法	管外面 長寿命形プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管内面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。	
接合法	突き合わせ溶接継手とする。	接合法	突き合わせ溶接継手とする。	接合法	突き合わせ溶接継手とする。	接合法	突き合わせ溶接継手とする。	
工法	通常の開削による布設工法とする。	工法	通常の開削による布設工法とする。	工法	通常の開削による布設工法とする。	工法	通常の開削による布設工法とする。	
管路の範囲	導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。	管路の範囲	導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。	管路の範囲	導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。	管路の範囲	導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。	
管布設	基準高 (V)	⊕ 30 <u>ただし、被圧地下水のある場合</u> ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部) については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	管布設	基準高 (V)	⊕ <u>20</u> <u>ただし、</u> <u>被圧地下水のある場合</u> ⊕ <u>30</u>	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部) については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
	中心線のズレ (e)	⊕ 45			中心線のズレ (e)	⊕ <u>30</u>	⊕ 45	
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)							
<u>(管理基準値欄削除)</u>											
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準			
8 管 水 路 工 事	V型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>0~3</u>	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。	8 管 水 路 工 事	V型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>0~3</u>	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		
		ベベル角度 (θ)	<u>30~35°</u>				現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	ベベル角度 (θ)		<u>30~35°</u>	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
		ルート フェイス (a)	<u>≤2.4</u>					ルート フェイス (a)		<u>≤2.4</u>	
	V型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>0~3</u>	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	8 管 水 路 工 事	V型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>0~3</u>	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		
		ベベル角度 (θ)	<u>Y,Y' : 30~35°</u> <u>X' : 35~15°</u> <u>X : 30~50°</u>					ベベル角度 (θ)		<u>Y,Y' : 30~35°</u> <u>X' : 35~15°</u> <u>X : 30~50°</u>	
		ルート フェイス (a)	<u>≤2.4</u>					ルート フェイス (a)		<u>≤2.4</u>	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)							
<u>(管理基準値欄削除)</u>											
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準			
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>1~4</u>	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合 で測定する。	8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>1~4</u>	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。		
		ベベル角度 (θ)	<u>30~35°</u>				現場切り合わせの場合のみ全溶接 箇所を測定する。	ベベル角度 (θ)		<u>30~35°</u>	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	<u>≦2.4</u>					ルート フェイス (a)		<u>≦2.4</u>	
	V型開先 (片面裏当溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>4以上</u>	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合 で測定する。	8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面裏当溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>4以上</u>	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。		
		ベベル角度 (θ)	<u>22.5~27.5°</u>				現場切り合わせの場合のみ全溶接 箇所を測定する。	ベベル角度 (θ)		<u>22.5~27.5°</u>	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	<u>≦2.4</u>					ルート フェイス (a)		<u>≦2.4</u>	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
8 管 水 路 工 事	X型開先 (両面溶接)	ルート キャップ (s)	<u>0~3</u>	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合 で測定する。 <u>現場切り合わせの場合のみ全溶接 箇所を測定する。</u>	8 管 水 路 工 事	X型開先 (両面溶接)	ルート キャップ (s)	<u>0~3</u>	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。
		ベベル角度 (θ ₁) (θ ₂)	<u>30~35°</u> <u>40~45°</u>				ベベル角度 (θ ₁) (θ ₂)	<u>30~35°</u> <u>40~45°</u>	
		ルート フェイス(a)	<u>2以下</u>				ルート フェイス(a)	<u>2以下</u>	
	X型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>0~3</u>	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を 測定する。	X型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	<u>0~3</u>	テーパ付き直管同士の溶 接箇所全数を測定する。	
		ベベル角度 (θ ₁)	<u>Y,Y' : 30~35°</u> <u>X' : 35~15°</u> <u>X : 30~50°</u>			ベベル角度 (θ ₁)	<u>Y,Y' : 30~35°</u> <u>X' : 35~15°</u> <u>X : 30~50°</u>		
		ベベル角度 (θ ₂)	<u>Y,Y' : 40~45°</u> <u>X' : 40~60°</u> <u>X : 45~25°</u>			ベベル角度 (θ ₂)	<u>Y,Y' : 40~45°</u> <u>X' : 40~60°</u> <u>X : 45~25°</u>		
	ルート フェイス (a)	<u>2以下</u>			ルート フェイス (a)	<u>2以下</u>			

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接 目違い (e) 両面溶接	$t: \text{板厚}$ $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$ $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 16 \quad e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38 \quad e \leq 4.0$	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	8 管 水 路 工 事	周継手溶接 目違い (e) 両面溶接	$t: \text{板厚}$ $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$ $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 16 \quad e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38 \quad e \leq 4.0$		溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
	余盛高 (h)	$t: \text{板厚}$ $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$			周継手溶接 余盛高 (h)	$t: \text{板厚}$ $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
8 管 水 路 工 事	周継手溶接	アンダカット (h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm (内側にあつては50mm)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	8 管 水 路 工 事	周継手溶接	アンダカット (h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm (内側にあつては50mm)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全円周を目視により点検する。			ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全円周を目視により点検する。
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。				その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。	
	周継手溶接テーパ付き直管	目違い (e) 両面溶接	t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		周継手溶接テーパ付き直管	目違い (e) 両面溶接	t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
8 管 水 路 工 事	周継手溶接テーパ付き直管	余盛高 (h) $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$ ただし、$h = (h_1 + h_2) / 2$		8 管 水 路 工 事	周継手溶接テーパ付き直管	$t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$ ただし、$h = (h_1 + h_2) / 2$			
	周継手溶接テーパ付き直管	脚長 (T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -1.0mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	周継手溶接テーパ付き直管	脚長 (T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -1.0mmまでは認める。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		のど厚 (L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -0.5mmまでは認める。			のど厚 (L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -0.5mmまでは認める。		

改正後 (令和4年10月版) <u>(管理基準値欄削除)</u>				改正前 (令和4年2月版)				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダカット (h)	<u>0.5<h<1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあるのはならない。</u> <u>h≥1.0のアンダカットはあってはならない。</u>	8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダカット (h)	<u>0.5<h<1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあるのはならない。</u> <u>h≥1.0のアンダカットはあってはならない。</u>	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		ピット	<u>ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。</u> <u>しかし直径が1mmを超えるものはあってはならない。</u>			ピット	<u>ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。</u> <u>しかし直径が1mmを超えるものはあってはならない。</u>	
		ビード外観	<u>ビード表面に極端な不揃い部分があるのはならない。</u>			ビード外観	<u>ビード表面に極端な不揃い部分があるのはならない。</u>	
	その他	<u>溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ジグ跡などの欠陥があるのはならない。</u>	その他	<u>溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ジグ跡などの欠陥があるのはならない。</u>				
	放射線透過試験	別表オ参照	<u>別表オの判定基準参照</u>	周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。	放射線透過試験	別表オ参照	<u>別表オの判定基準参照</u>	
素地調整	外 観	<u>水分、錆、油等があるのはならない。</u>	現場塗装全面を点検する。	素地調整	外 観	<u>水分、錆、油等があるのはならない。</u>		現場塗装全面を点検する。
エポキシ樹脂 塗装	外 観	<u>塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあるのはならない。</u>	現場塗装全面を点検する。	エポキシ樹脂 塗装	外 観	<u>塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあるのはならない。</u>		現場塗装全面を点検する。

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)						
<u>(管理基準値欄削除)</u>										
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準		
8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂 塗装	膜厚	<u>最低膜厚は、別表カもしくは特別仕様書に規程する膜厚を下回ってはならない。</u>	8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂 塗装	膜厚		<u>最低膜厚は、別表カもしくは特別仕様書に規程する膜厚を下回ってはならない。</u>	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)	
		ピンホール	<u>火花の発生するような欠陥があってはならない。</u>			ピンホール		<u>火花の発生するような欠陥があってはならない。</u>		現場塗装全面を点検する。
		付着性	<u>付着不良の欠陥があってはならない。</u>			付着性		<u>付着不良の欠陥があってはならない。</u>		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
(管理基準値欄削除)								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	ジョイントコート	焼 損	<u>あってはならない。</u>	8 管 水 路 工 事	ジョイントコート	焼 損	<u>あってはならない。</u>	ジョイントコート全数を点検する。
		両端のめくれ	<u>有害な欠陥となる大きなめくれがあってはならない。</u>			両端のめくれ	<u>有害な欠陥となる大きなめくれがあってはならない。</u>	
		ふくれ	<u>ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあってはならない。</u>			ふくれ	<u>ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあってはならない。</u>	
		工場被覆部との重ね代(a)	<u>片側50mm以上</u>			工場被覆部との重ね代(a)	<u>片側50mm以上</u>	
	ピンホール	<u>火花の発生するような欠陥があってはならない。</u>	ジョイントコート全般全面を点検する	ピンホール	<u>火花の発生するような欠陥があってはならない。</u>	ジョイントコート全般全面を点検する		
膜 厚	<u>別表カのとおり1.5mm以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。</u>	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。	膜 厚	<u>別表カのとおり1.5mm以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。</u>	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。			

改正後 (令和4年10月版)					改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>										
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準		工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
8 管水路 工事	管水路 (埋設とう性管) 管種	管種等の適用範囲は原則として下記による。			8 管水路 工事	管水路 (埋設とう性管) 管種	管種等の適用範囲は原則として下記による。			
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G5526 (ダクタイル鋳鉄管)	JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)			ダクタイル鋳鉄管	JIS G5526 (ダクタイル鋳鉄管)	JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)		
	鋼管	JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)				鋼管	JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)			
	強化プラスチック管	WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)	JIS A5350 (強化プラスチック複合管)	FRPM K1111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管フィラメントワインディング成形法)		強化プラスチック管	WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)	JIS A5350 (強化プラスチック複合管)	FRPM K1111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管フィラメントワインディング成形法)	
	たわみ率	縮	なし	⊕ 5%	たわみ率	縮	なし	⊕ 3%	⊕ 5%	施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
		I		⊕ 5%		I		⊕ 3%	⊕ 5%	
		I 礫質土		⊕ 5%		I 礫質土		⊕ 4%	⊕ 5%	
		II		⊕ 5%		II		⊕ 4%	⊕ 5%	

改正後 (令和4年10月版) <u>(管理基準値欄削除)</u>				改正前 (令和4年2月版)						
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準		
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工)	基準高 (V)	⊖ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。	8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工)	基準高 (V)	⊖ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。	
	コンクリート セグメント	中心線のズレ (e)	直線部 ⊖100 曲線部 ⊖150			コンクリート セグメント (e)	中心線のズレ (e)	直線部 ⊖65 曲線部 ⊖100		直線部 ⊖100 曲線部 ⊖150
	銅製セグメント	施工延長	⊖0.1%、 ただし延長 150m未済 ⊖150			銅製セグメント	施工延長			⊖0.1%、 ただし延長 150m未済 ⊖150
		たわみ率	⊖ 5%				たわみ率	⊖ 3%		⊖ 5%
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V)	既製管挿入工 ⊖ 30 推進工事 ⊖ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。施工延長おおむね50mにつき1箇所を測定する。上記未满是2箇所測定する。測定時期は、管据付時、注入完了時とする。	シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V)	既製管挿入工 ⊖ 20 推進工事 ⊖ 30	⊖ 30 ⊖ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。施工延長おおむね50mにつき1箇所を測定する。上記未满是2箇所測定する。測定時期は、管据付時、注入完了時とする。		
	中心線のズレ (e)	⊖ 100			中心線のズレ (e)	⊖ 65	⊖ 100			
	ジョイント間 隔(Z)	別表イ、ウ及び別表エ参照			ジョイント間 隔(Z)	別表イ、ウ及び別表エ参照	別表イ、ウ及び別表エ参照			
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未済 ⊖ 200			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未済 ⊖ 200			
	たわみ率	⊖ 5%			たわみ率	⊖ 3%	⊖ 5%			

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
9 畑 かん 施設 工事	スプリンクラー 埋設深 (H)	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。	9 畑 かん 施設 工事	スプリンクラー 埋設深 (H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
10 橋 梁 工 事	コンクリート桁 ポストテン ション桁	幅 (B)	<u>上幅 (B₁)</u> ⊕ 10 ⊖ 5 <u>下幅 (B₂、B₃)</u> ⊕ 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレスング後に、全桁数測定する。	10 橋 梁 工 事	コンクリート桁 ポストテン ション桁	幅 (B)	<u>上幅 (B₁)</u> ⊕ 7 ⊖ 3 <u>下幅 (B₂、B₃)</u> ⊕ 3	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレスング後に、全桁数測定する。
		高さ (H)	⊕ 10 ⊖ 5				高さ (H)	⊕ 7 ⊖ 3	
		桁長 (L)	⊕ 15				桁長 (L)	⊕ 10	
		横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m未満)	1.5L-6				横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m未満)	1.5L-6	
	横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m以上)	10	横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m以上)	10					
	鉄筋コンクリート 床版工	基準高 (V)	⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所 (支点付近) で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10m ² に1箇所の割合で測定する。	鉄筋コンクリート 床版工	基準高 (V)	<u>⊕ 15</u>	⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所 (支点付近) で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10m ² に1箇所の割合で測定する。
		幅 (B)	⊕ 30			幅 (B)	<u>⊕ 20</u>	⊕ 30	
厚さ (T)		⊕ 20 ⊖ 10	厚さ (T)			<u>⊕ 13 ⊖ 7</u>	⊕ 20 ⊖ 10		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工	高欄幅 (B)	1径間当たり両端と中央部の両側を測定する。	10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工	高欄幅 (B)	⊕ <u>13</u>	⊖ 20	1径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
		高欄高さ (H)				⊕ <u>20</u>	⊖ 30		
		地覆幅 (B)				⊕ <u>13</u>	⊖ 20		
		地覆高さ (H)				⊕ <u>13</u>	⊖ 20		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準
11 橋台工 橋梁 下部 工事	敷幅 (B)	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	11 橋台工 橋梁 下部 工事	敷幅 (B)	<u>⊖ 30</u>	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。
	控壁の厚さ (T)	⊖ 20			<u>⊕ 20 ⊖ 13</u>	⊖ 20		
	高さ (H)	⊖ 50			<u>⊕ 30</u>	⊖ 50		
	中心線のズレ (e)	⊕ 50			<u>⊕ 30</u>	⊕ 50		
	天端長 (L ₁)	⊖ 50			<u>⊕ 30</u>	⊖ 50		
	敷長 (L ₂)	⊖ 50			<u>⊕ 30</u>	⊖ 50		
	胸壁間距離 (L ₃)	⊕ 30			<u>⊕ 20</u>	⊕ 30		
	橋台沓部	<u>「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる</u>	同 左		橋台沓部	<u>「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる</u>	同 左	同 左

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
11 橋脚工 張出式 重力式 半重力式 下部 工事	基準高 (V)	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	11 橋脚工 張出式 重力式 半重力式 下部 工事	基準高 (V)	± 15	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。
	天端長 (l ₁)	⊖ 50			± 30	⊖ 50		
	敷長 (l ₂)	⊖ 50			± 30	⊖ 50		
	天端幅 (B ₁)	⊖ 20			± 20 ⊖ 13	⊖ 20		
	敷幅 (B ₂)	⊖ 50			± 30	⊖ 50		
	高さ (H)	⊖ 50			± 30	⊖ 50		
	橋脚中心間距離 (L)	± 30			± 20	± 30		
中心線のズレ (e)	± 50	± 30	± 50					

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
11 橋脚工 (ラーメン式) 橋梁下部工事	基準高 (V)	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	11 橋脚工 (ラーメン式) 橋梁下部工事	基準高 (V)	± 15	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。
	天端長 (ℓ)	⊖ 20			± 15	⊖ 20		
	天端幅 (B _i)	⊖ 20			± 20 ⊖ 13	⊖ 20		
	中間幅 (d)	⊖ 20			± 15	⊖ 20		
	基礎幅 (B ₂ 、b)	⊖ 50			± 30	⊖ 50		
	高さ (H)	⊖ 50			± 30	⊖ 50		
	厚さ (T)	⊖ 20			± 20 ⊖ 13	⊖ 20		
	橋脚中心間距離 (L)	± 30			± 20	± 30		
中心線のズレ (e)	± 50	± 30	± 50					

改正後 (令和4年10月版) <u>(管理基準値欄削除)</u>				改正前 (令和4年2月版)				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝	面積 (A)	施工面積≧設計面積 全施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) する。	12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝	面積 (A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) する。
	人工張芝	アンカーピン数	ラス張 φ 9(D10)×L=200mm 1.5本/㎡以上 φ 16(D16)×L=400mm 0.3本/㎡以上		人工張芝	アンカーピン数	ラス張 φ 9(D10)×L=200mm 1.5本/㎡以上 φ 16(D16)×L=400mm 0.3本/㎡以上	ラス張は200㎡に1箇所 の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		アンカーピン 及び止め釘	植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6本/以上 肥料袋無 3本/以上		植生マット及び繊維ネットは500㎡に 1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		アンカーピン 及び止め釘	植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6本/以上 肥料袋無 3本/以上
	種子散布	面積 (A)	施工面積≧設計面積 全施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) する。		種子散布	面積 (A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) する。

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付	厚さ (T)	平均厚さ \geq 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする	施工面積500㎡に1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	客土吹付	厚さ (T)		平均厚さ \geq 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする	施工面積500㎡に1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		面積 (A)	施工面積 \geq 設計面積			面積 (A)			
	植生基材吹付	厚さ (T)	平均厚さ \geq 設計厚さ 測定値は 設計厚5cm未満 ⊖ 10% " 5cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積200㎡に1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	植生基材吹付	厚さ (T)		平均厚さ \geq 設計厚さ 測定値は 設計厚5cm未満 ⊖ 10% " 5cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積200㎡に1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		面積 (A)	施工面積 \geq 設計面積			面積 (A)			

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)						
<u>(管理基準値欄削除)</u>										
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準		
12 法面保護工事	吹付枠	梁延長	施工延長 ≥ 設計延長	12 法面保護工事	吹付枠	梁延長		施工延長 ≥ 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。	
		梁間隔 (L)	⊕ L/10			梁間隔 (L)		⊕ L/10		施工面積200㎡に1箇所割合で測定する。
		梁断面 (H) (B)	⊖ 20			梁断面 (H) (B)		⊖ 20		施工面積200㎡に1箇所割合で測定する。
	コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	<u>設計厚5cm未満</u> ⊖ 10 <u>設計厚5cm以上</u> ⊖ 20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)		コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	<u>設計厚5cm未満</u> ⊖ 7 <u>// 5cm以上</u> ⊕ 15	⊖ 10 ⊖ 20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	施工面積おおむね100㎡につき1箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。 上記未满是2箇所測定する。	

改正後 (令和4年10月版)					改正前 (令和4年2月版)						
<u>(管理基準値欄削除)</u>											
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準		工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準		
13 暗渠排水工事	吸水渠	布設深 (H)	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	13 暗渠排水工事	吸水渠	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	
		間隔 (B)	⊕ 750				⊕ 500	⊕ 750			
		施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000					⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000			
	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布設深 (H)	⊖ 75		施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75		施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。
		施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000					⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊖ 1,000			

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)						
(管理基準値欄削除)										
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準		
14 フィルダム工事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高 (V)	⊕ 30	1.基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	14 フィルダム工事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高 (V)	⊕ 20	1.基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅 (B)	⊖ 25				⊕ 25 ⊖ 15 ただし、 B ₂ 、B ₃ ⊖ 15	⊖ 25		
		厚さ (T)	⊖ 20				⊖ 13	⊖ 20		
		高さ (H)	⊖ 40				⊕ 25 ただし、 H ₂ ⊖ 25	⊖ 40		
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 75 曲線部 ⊕ 150				直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 75 曲線部 ⊕ 150		
		スパン長	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30				直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30		
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
	堤体盛土	ゾーン幅	遮水ゾーン	ℓ ₁ ⊕ 500 ⊖ 0	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。	堤体盛土	ゾーン幅	遮水ゾーン	ℓ ₁ ⊕ 500 ⊖ 0	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。
			フィルターゾーン	ℓ ₂ ⊕ 500 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上				フィルターゾーン	ℓ ₂ ⊕ 500 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上	
			トランジションゾーン	ℓ ₃ ⊕ 1,000 ⊖ 500				トランジションゾーン	ℓ ₃ ⊕ 1,000 ⊖ 500	
ロックゾーン			ℓ ₄ ⊕ 1,000 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上	ロックゾーン				ℓ ₄ ⊕ 1,000 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)				
<u>(管理基準値欄削除)</u>								
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
14 洪水吐 ファイル ダム 工事	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	14 洪水吐 ファイル ダム 工事	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	幅 (B)	⊖ 25			⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25		
	厚さ (T)	⊖ 20			⊕ 20 ⊖ 13 ただし、 T ₁ ~T ₉ ⊖ 13	⊖ 20		
	高さ (H)	⊖ 25			⊕ 15	⊖ 25		
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100		
	スパン長	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30			直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30		
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150				⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
15 頭 首 工 事	本 体	基準高 (V)	⊕ 30	構造図の寸法標示箇所を測定する。	本 体	基準高 (V)	<u>⊕ 20</u>	⊕ 30	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅 (B)	<u>天端幅等 ⊖ 30</u>			幅 (B)	<u>天端幅等 ⊕ 20</u>	⊖ 30	
		厚さ (T)	<u>エプロン部 ⊖ 60</u> <u>導流壁、エプロン部等 ⊖ 30</u>			厚さ (T)	<u>エプロン部 ⊕ 40</u> <u>⊕ 30 ⊖ 20</u> <u>導流壁、エプロン部等</u>	⊖ 60 ⊖ 30	
		高さ (H)	<u>導流壁等 ⊖ 30</u>			高さ (H)	<u>⊕ 30 ⊖ 20</u> <u>導流壁等</u>	⊖ 30	
		長さ (L)	<u>導流壁、エプロン部等 ⊖ 100</u>			長さ (L)	<u>⊕ 100 ⊖ 65</u> <u>導流壁、エプロン部等</u>	⊖ 100	
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高 (V)	⊕ 150	基準高については施工面積100㎡につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	護床ブロック (異形ブロック)	基準高 (V)	<u>⊕ 100</u>	⊕ 150	基準高については施工面積100㎡につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		面積 (A)	⊖ 0.2%			面積 (A)		⊖ 0.2%	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	<u>管理基準値 (mm)</u>	<u>(参考)</u> 規格値 (mm)	測定基準	
16 海岸 河川 工事	捨石工 消波ブロック	基準高 (V)	基準高、幅については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。	16 海岸 河川 工事	捨石工 消波ブロック	基準高 (V)	⊖ 200 <u>捨石工は特別仕様書に よる</u>	⊖ 300 捨石工は特別仕様 書による	基準高、幅については 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。
		幅 (B)				⊖ 300	⊖ 300		

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
17 ため池工事	堤体工	基準高 (V)	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	堤体工	基準高 (V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		堤幅 (W)	<u>天端幅、小段幅等</u> ⊖ 100			堤幅 (W)	<u>天端幅、小段幅等</u> ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300, ⊖ 0)	⊖ 100	
		法長 (L)	⊖ 100			法長 (L)	⊖ 65	⊖ 100	
		施工延長	⊖ 200			施工延長		⊖ 200	
洪水吐工	洪水吐工	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	洪水吐工	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
		幅 (B)	⊕ 30			幅 (B)	⊕ 20	⊕ 30	
		厚さ (T)	⊕ 20			厚さ (T)	⊕ 13	⊕ 20	
		高さ (H)	⊕ 30			高さ (H)	⊕ 20	⊕ 30	
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30			スパン長 (L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
		施工延長 (又は長さ)	⊖ 150			施工延長 (又は長さ)		⊖ 150	

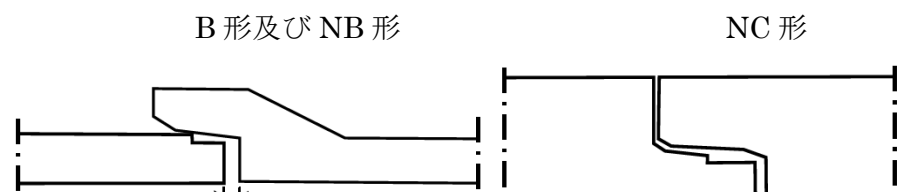
改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	
17 ため池工事	樋管工	基準高 (V)	⊕ 30	17 ため池工事	樋管工	基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	幅 (B)	⊖ 20		同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	幅 (B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		厚さ (T)	⊖ 20			厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ (H)	⊖ 20			高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20	
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100			中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		施工延長	⊖ 150			施工延長		⊖ 150	

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)			
<u>(管理基準値欄削除)</u>							
別表ア 基礎杭打工 偏心規格値				別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値			
(単位: mm)				(単位: mm)			
	杭 径	木 杭	プレキャストコンクリート杭	杭 径	木 杭	プレキャストコンクリート杭	
		規 格 値	規 格 値		<u>管理基準値</u>	(参 考) 規 格 値	<u>管理基準値</u>
	60	225		60	<u>60</u>	225	
	90	225		90	<u>90</u>	225	
	120	225		120	<u>120</u>	225	
	150	225		150	<u>150</u>	225	
	180	225		180	<u>180</u>	225	
	210	225		210	<u>210</u>	225	
	200		50	200		50	
	250		62	250		62	
	300		75	300		75	
	350		87	350		87	
	400		100	400		100	
	450		100	450		100	
	500		100	500		100	
	550		—	550		—	
	600		100	600		100	
	700		100	700		100	
	800		100	800		100	
	900			900			
	1,000			1,000			
	1,200			1,200			
	1,500			1,500			
	1,800			1,800			
	2,000			2,000			
	2,500			2,500			
	3,000			3,000			

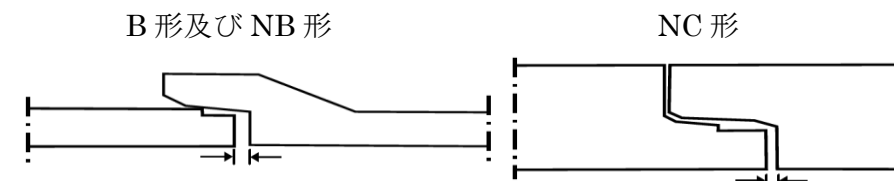
改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)					
<u>(管理基準値欄削除)</u>									
別表ア 基礎杭打工 偏心規格値				別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値					
(単位: mm)				(単位: mm)					
	杭 径	鋼 管 杭		鋼 管 杭		場 所 打 杭		場 所 打 杭	
		規 格 値		管理基準値	(参考) 規格値	規 格 値		(参考) 規格値	
	60								
	90								
	120								
	150								
	180								
	210								
	200								
	250								
	300								
	350								
	400		100						
	450		100		66	100			
	500		100		66	100			
	550		100		66	100			
	600		100		66	100			
	700		100		66	100			
	800		100	100	66	100		66	100
	900		100	—	66	100		—	—
	1,000		100	100	66	100		66	100
	1,200			100	66			66	100
	1,500			100	66			66	100
	1,800			100	66			66	100
	2,000			100	66			66	100
	2,500			100	66			66	100
	3,000			100	66			66	100

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)											
別表イ 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) のジョイント間隔規格値 (管理基準値欄削除)				別表イ 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) のジョイント間隔管理基準値											
(単位: mm)				(単位: mm)											
JIS A 5372 RC管 (B形管)			JIS A 5372 RC管 (NB形管)			JIS A 5372 RC管 (B形管)			JIS A 5372 RC管 (NB形管)						
呼び径 (mm)	規格値		規格値		呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値		管理基準値	(参考) 規格値					
	8 管水路工事 良質地盤	8 管水路工事 軟弱地盤					8 管水路工事 良質地盤	8 管水路工事 軟弱地盤		(参考) 規格値	(参考) 規格値				
150	+20	0	+11	0	150	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
200	+20	0	+11	0	200	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
250	+20	0	+11	0	250	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
300	+18	0	+10	0	300	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0
350	+18	0	+10	0	350	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0
400	+21	0	+11	0	400	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
450	+21	0	+11	0	450	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
500	+21	0	+11	0	500	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
600	+23	0	+13	0	600	+15	0	+23	0	+13	0	+19	0	+29	0
700	+21	0	+12	0	700	+14	0	+21	0	+12	0	+19	0	+29	0
800	+24	0	+13	0	800	+16	0	+24	0	+13	0	+19	0	+29	0
900	+26	0	+15	0	900	+17	0	+26	0	+15	0	+19	0	+29	0
1,000	+32	0	+18	0	1,000	+21	0	+32	0	+18	0	—	—	—	—
1,100	+33	0	+19	0	1,100	+22	0	+33	0	+19	0	—	—	—	—
1,200	+35	0	+21	0	1,200	+23	0	+35	0	+21	0	—	—	—	—
1,350	+37	0	+22	0	1,350	+24	0	+37	0	+22	0	—	—	—	—

- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
3. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。
4. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。
- (1) 内側から計測する場合



- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値示している。規格値及び管理基準は下図に示す位置を測定するものとする。
5. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。
- (1) 内側から計測する場合



改正後 (令和4年10月版)

(管理基準値欄削除)

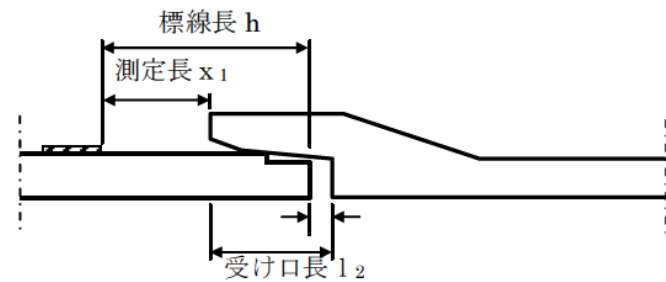
(単位: mm)

JIS A 5372 RC管 (NC形管)			
呼び径 (mm)	標準値	規格値	
1,500	5	+33	+5
1,650	5	+33	+5
1,800	5	+33	+5
2,000	5	+33	+5
2,200	5	+33	+5
2,400	5	+38	+5
2,600	5	+38	+5
2,800	5	+38	+5
3,000	5	+38	+5

(2) 外面から計測する場合

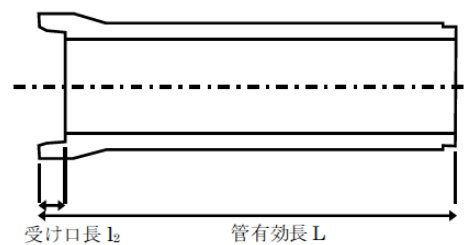
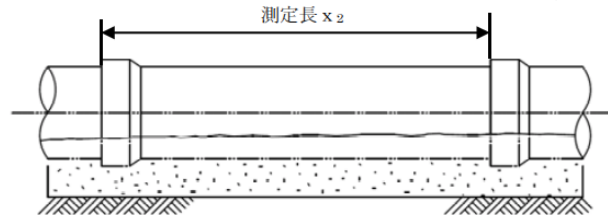
1) 標線による計測

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (標線長 h - 側線長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (管有効長 L - 側線長 x_2)



改正前 (令和4年2月版)

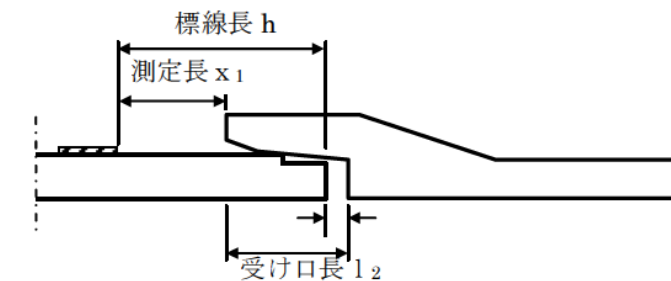
(単位: mm)

JIS A 5372 RC管 (NC形管)				
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
1,500	5	+24 +5	+33	+5
1,650	5	+24 +5	+33	+5
1,800	5	+24 +5	+33	+5
2,000	5	+24 +5	+33	+5
2,200	5	+24 +5	+33	+5
2,400	5	+27 +5	+38	+5
2,600	5	+27 +5	+38	+5
2,800	5	+27 +5	+38	+5
3,000	5	+27 +5	+38	+5

(2) 外面から計測する場合

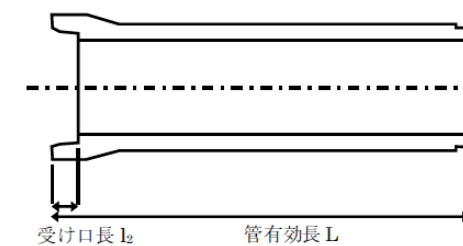
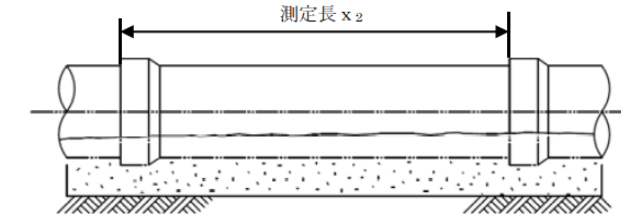
1) 標線による計測

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (標線長 h - 側線長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (管有効長 L - 側線長 x_2)



改正後 (令和4年10月版) 改正前 (令和4年2月版)

表ウ 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔規格値 (管理基準値欄削除) (単位: mm)

	規格	JIS G5526・5527及び JDP A G1027		JIS G5526・5527及び JDP A G1027・1029	
		8 管水路工事 K形		8 管水路工事 T形 (直管)	
	呼び径 (mm)	規格値		規格値	
	75	+19	0	+16	0
	100	+19	0	+16	0
	150	+19	0	+16	0
	200	+19	0	+14	0
	250	+19	0	+14	0
	300	+19	0	+24	0
	350	+31	0	+24	0
	400	+31	0	+24	0
	450	+31	0	+24	0
	500	+31	0	+30	0
	600	+31	0	+30	0
	700	+31	0	+30	0
	800	+31	0	+30	0
	900	+31	0	+40	0
	1,000	+36	0	+40	0
	1,100	+36	0	+40	0
	1,200	+36	0	+50	0
	1,350	+36	0	+50	0
	1,500	+36	0	+60	0
	1,600	+40	0	+70	0
	1,650	+45	0	+70	0
	1,800	+45	0	+80	0
	2,000	+50	0	+90	0
	2,100	+55	0	—	—
	2,200	+55	0	—	—
	2,400	+60	0	—	—
	2,600	+70	0	—	—

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すa'b'c'd'とする。
 4. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。
 yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。



表ウ 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値規格値 (単位: mm)

	規格	JIS G5526・5527及び JDP A G1027		JIS G5526・5527及び JDP A G1027・1029	
		8 管水路工事 K形		8 管水路工事 T形 (直管)	
	呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値	(参考) 規格値
	75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
	100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
	150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
	200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
	250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
	300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
	350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
	400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
	450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
	500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
	600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
	700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
	800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
	900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
	1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
	1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
	1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
	1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
	1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
	1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
	1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
	1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
	2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
	2,100	+25 0	+55 0	—	—
	2,200	+25 0	+55 0	—	—
	2,400	+25 0	+60 0	—	—
	2,600	+25 0	+70 0	—	—

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
 12. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 23. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
 34. 管の外側から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すa'b'c'd'とする。
 45. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。
 yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする

K 形管 T 形管

改正後 (令和4年10月版)				改正前 (令和4年2月版)							
<u>(管理基準値欄削除)</u>				(単位: mm)							
規格	JIS G5526・5527及び JDPA G1027・1029		JIS G 5526・5527及びJDPA G1029			規格	JIS G5526・5527及び JDPA G1027・1029		JIS G 5526・5527及びJDPA G1029		
	8管水路工事 T形 (異形管)		8管水路工事 U形				8管水路工事 T形 (異形管)		8管水路工事 U形		
呼び径 (mm)	規格値		標準値	規格値		呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値	(参考) 規格値
75	+16	0	—	—	—	75	+11 0	+16 0	—	—	—
100	+17	0	—	—	—	100	+11 0	+17 0	—	—	—
150	+18	0	—	—	—	150	+11 0	+18 0	—	—	—
200	+16	0	—	—	—	200	+10 0	+16 0	—	—	—
250	+14	0	—	—	—	250	+10 0	+14 0	—	—	—
300	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—
350	—	—	—	—	—	350	—	—	—	—	—
400	—	—	—	—	—	400	—	—	—	—	—
450	—	—	—	—	—	450	—	—	—	—	—
500	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—
600	—	—	—	—	—	600	—	—	—	—	—
700	—	—	105	+32	-5	700	—	—	105	+23 -5	+32 -5
800	—	—	105	+32	-5	800	—	—	105	+23 -5	+32 -5
900	—	—	105	+32	-5	900	—	—	105	+23 -5	+32 -5
1,000	—	—	105	+33	-5	1,000	—	—	105	+23 -5	+33 -5
1,100	—	—	105	+33	-5	1,100	—	—	105	+23 -5	+33 -5
1,200	—	—	105	+33	-5	1,200	—	—	105	+23 -5	+33 -5
1,350	—	—	105	+35	-5	1,350	—	—	105	+23 -5	+35 -5
1,500	—	—	105	+35	-5	1,500	—	—	105	+23 -5	+35 -5
1,600	—	—	115	+33	-5	1,600	—	—	115	+24 -5	+33 -5
1,650	—	—	115	+33	-5	1,650	—	—	115	+24 -5	+33 -5
1,800	—	—	115	+33	-5	1,800	—	—	115	+24 -5	+33 -5
2,000	—	—	115	+36	-5	2,000	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,100	—	—	115	+36	-5	2,100	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,200	—	—	115	+36	-5	2,200	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,400	—	—	115	+36	-5	2,400	—	—	115	+24 -5	+36 -5
2,600	—	—	130	+36	-5	2,600	—	—	130	+24 -5	+36 -5

注) 56. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

・T形及びT形用継ぎ輪: 300~2,000、K形: 300~2,600

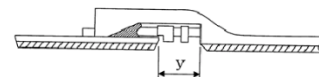
67. JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

・T形: 250~700、U形: 800~2,600

78. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。

89. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形ジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形に準じる。

94. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。



注) 56. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

・T形及びT形用継ぎ輪: 300~2,000、K形: 300~2,600

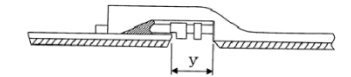
67. JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

・T形: 250~700、U形: 800~2,600

78. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。

89. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形ジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形に準じる。

94. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。



改正後 (令和4年10月版)						改正前 (令和4年2月版)							
別表エ 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔規格値 (管理基準値欄削除) (単位: mm)						別表エ 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔管理基準値規格値 (単位: mm)							
規格	JIS A 5350					規格	JIS A 5350						
	B 形、C 型 及び T 形						B 形、C 型 及び T 形						
	呼び径 (mm)	標準値	規格値				呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参考) 規格値			
良質地盤			軟弱地盤		良質地盤					軟弱地盤			
200	0	+33	0	+22	0	200	0	+10	0	+33	0	+22	0
250	0	+33	0	+22	0	250	0	+10	0	+33	0	+22	0
300	0	+38	0	+25	0	300	0	+10	0	+38	0	+25	0
350	0	+38	0	+25	0	350	0	+10	0	+38	0	+25	0
400	0	+43	0	+28	0	400	0	+10	0	+43	0	+28	0
450	0	+43	0	+28	0	450	0	+10	0	+43	0	+28	0
500	0	+53	0	+35	0	500	0	+15	0	+53	0	+35	0
600	0	+53	0	+35	0	600	0	+15	0	+53	0	+35	0
700	0	+53	0	+35	0	700	0	+13	0	+53	0	+35	0
800	0	+53	0	+35	0	800	0	+15	0	+53	0	+35	0
900	0	+53	0	+35	0	900	0	+15	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+53	0	+35	0	1,000	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+53	0	+35	0	1,100	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+53	0	+35	0	1,200	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+53	0	+35	0	1,350	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+53	0	+35	0	1,500	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+80	0	+53	0	1,650	0	+25	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+80	0	+53	0	1,800	0	+25	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+95	0	+63	0	2,000	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+95	0	+63	0	2,200	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+113	0	+75	0	2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+113	0	+75	0	2,600	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+128	0	+85	0	2,800	0	+25	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+128	0	+85	0	3,000	0	+25	0	+128	0	+85	0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800 mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
 4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を (+) とする。
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
 12. (参考) 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 23. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800 mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
 34. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
 45. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を (+) とする。
 56. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある

改 正 後 (令和4年10月版)	改 正 前 (令和4年2月版)
<h2 style="margin: 0;">写真管理基準</h2>	<h2 style="margin: 0;">写真管理基準</h2>
<p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準第3の3及び同基準第4の6の(4)に定める工事写真による管理(撮影～提出写真)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他写真(公害、環境、補償等) </div>	<p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準第3の3及び同基準第4の6の(4)に定める工事写真による管理(撮影～提出写真)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他写真(公害、環境、補償等) </div>
<p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影基準表に示す「撮影基準」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、撮影基準表に示す「撮影方法」によるものとする。</p> <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p>ICT等を活用して出来形管理又は品質管理を行った場合には、出来形管理写真又は品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、<u>「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」の「第2章 土工編」、「第3章 ほ場整備編」及び「第4章 舗装工編」の「第2出来形管理及び監督・検査の要領」により実施するものとし、記載の無い項目については本基準により実施するものとし、監督職員との協議による。</u></p> <p>2-4 写真の省略</p>	<p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影基準表に示す「撮影基準」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、撮影基準表に示す「撮影方法」によるものとする。</p> <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p>ICT等を活用して出来形管理又は品質管理を行った場合には、出来形管理写真又は品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、当該ICT等の管理要領の規定によるものとし、監督職員との協議による。</p> <p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p>

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和4年度改正 新旧対照表

改正後 (令和4年10月版)

改正前 (令和4年2月版)

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	(参考)規格値	管理方式	処置
コンクリート	(2) 施工		2.エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	ート類、橋梁上・下部工 (PCは除く)、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。	場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		
		スランptest	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	2.5cm ◎1.0 (cm) 5cm及び6.5cm ◎1.5 8cm以上18cm以下 ◎2.5 21cm ◎1.5		
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	指定値◎1.5%		
		圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2. 試験基準 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3毎に1回とする。 テストピースは1回につき6個(σ ₇ ・・・3個、σ ₂₈ ・・・3個)とする。 *小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m3未満の場合には1回以上、またはレディーミストコンクリート工場 (JIS 表示認証工場) において作成された品質証明書のみとすることができる。	現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度の1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものである。	材令28日強度については公的機関で試験を行うこと。	

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	(参考)規格値	管理方式	処置
コンクリート	(2) 施工		2.エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	ート類、橋梁上・下部工 (PCは除く)、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。	場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		
		スランptest	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	2.5cm ◎1.0 (cm) 5cm及び6.5cm ◎1.5 8cm以上18cm以下 ◎2.5 21cm ◎1.5		
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	指定値◎1.5%		
		圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2. 試験基準 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3毎に1回とする。 テストピースは1回につき6個(σ ₇ ・・・3個、σ ₂₈ ・・・3個)とする。 *小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m3未満の場合には1回以上、またはレディーミストコンクリート工場 (JIS 表示認証工場) において作成された品質証明書のみとすることができる。	現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度の1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものである。		

改正後 (令和4年10月版)

改正前 (令和4年2月版)

様式 2-1

様式 2-1

出来形管理図表

出来形管理図表

工事名 _____ 請負会社名 _____

工事名 _____ 請負会社名 _____

工種名 _____ 測定者 _____

工種名 _____ 測定者 _____ 印 _____

規格値 A		測定単位
+	-	

管理基準値 A		規格値 B		測定単位
+	-	+	-	

番号	月日	測点	設計値 B	実測値 C	設計値との差 D=C-B	規格値との差 E=A-D	設計値との差

番号	月日	測点	設計値 C	実測値 D	設計値との差 E=D-C	管理基準値との差 F=A-E	設計値との差

記入事項

- 「工種名」は、掘削(基準高(V))、フルーム(厚さ(T))、橋台工(中心線のズレ(e))等と記入する。
- 「番号」の欄は施工順位を記入し、「測点」の欄は当該測点番号を記入する。
- 「月日」の欄は測定年月日を記入する。
- 設定値との差の単位を定め、目盛りに数値を記入する。
- Eを算出する|A|値は、D>0の場合は+側の値を、D≤0の場合は-側の値を用いる。また、|A|値が+側か-側の片方、若しくは両方ない場合は、その符号側はE=|D|とする。

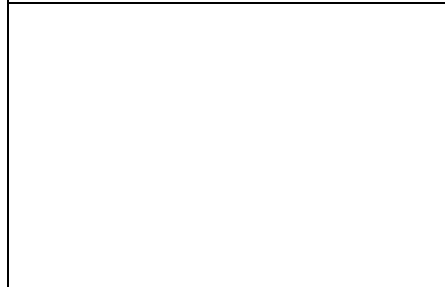
測定箇所図



記入事項

- 「工種名」は、掘削(基準高(V))、フルーム(厚さ(T))、橋台工(中心線のズレ(e))等と記入する。
- 「番号」の欄は施工順位を記入し、「測点」の欄は当該測点番号を記入する。
- 「月日」の欄は測定年月日を記入する。
- 設定値との差の単位を定め、目盛りに数値を記入する。
- Eを算出する|A|値は、E>0の場合は+側の値を、E≤0の場合は-側の値を用いる。また、|A|値が+側か-側の片方、若しくは両方ない場合は、その符号側はE=|E|とする。

測定箇所図



改正後 (令和4年10月版)

改正前 (令和4年2月版)

様式 3-1

測定結果一覧表

工事名 _____ 請負会社名 _____

工種名 _____ 測定者 _____

規格値 A	測定 単位
+	

規格値 A	測定 単位
+ -	

番号	月日	測点	設計値 B	実測値 C	設計値 との差 D=C-B	規格 値との差 E=A-D
50			53	59		

様式 3-1

測定結果一覧表

工事名 _____ 請負会社名 _____

工種名 _____ 測定者 _____ 印 _____

管理基準値 A	規格値 B	測定 単位
+ -	+ -	

管理基準値 A	規格値 B	測定 単位
+ -	+ -	

番号	月日	測点	設計値 C	実測値 D	設計値 との差 E=D-C	管理基準 値との差 F=A-E
50			53	59		

記入事項
1. 「工種名」は、掘削(基準高(V))、フルーム(厚さ(T))、橋台工(中心線のズレ(e))等と記入する。 3. 「月日」の欄は測定年月日を記入する。
2. 「番号」の欄は施工順位を記入し、「測点」の欄は当該測点番号を記入する。
4. Eを算出する|A|値は、D>0の場合は+側の値を、D≤0の場合は-側の値を用いる。また、|A|値が+側か-側の片方、若しくは両方にもない場合は、その符号側はE=|D|とする。

記入事項
1. 「工種名」は、掘削(基準高(V))、フルーム(厚さ(T))、橋台工(中心線のズレ(e))等と記入する。 3. 「月日」の欄は測定年月日を記入する。
2. 「番号」の欄は施工順位を記入し、「測点」の欄は当該測点番号を記入する。
4. Eを算出する|A|値は、E>0の場合は+側の値を、E≤0の場合は-側の値を用いる。また、|A|値が+側か-側の片方、若しくは両方にもない場合は、その符号側はE=|E|とする。

(管理基準値欄削除)

改 正 後 (令和4年10月版)

改 正 前 (令和4年2月版)

様式 3-2

様式 3-2

鋼管溶接測定結果一覧表

工 事 名 _____ 請負会社名 _____

工 種 名 _____ 測 定 者 _____

測定位置	実 測 値				規格値	摘 要
	X	Y	X'	Y'		

鋼管溶接測定結果一覧表

工 事 名 _____ 請負会社名 _____

工 種 名 _____ 測 定 者 _____ 印 _____

測定位置	実 測 値				管理基準値	摘 要
	X	Y	X'	Y'		

改正後 (令和4年10月版)

改正前 (令和4年2月版)

様式 3-4

様式 3-4

管水路ジョイント間隔測定結果一覧表

管水路ジョイント間隔測定結果一覧表

工事名 _____ 請負会社名 _____

工事名 _____ 請負会社名 _____

工種名 _____ 測定者 _____

工種名 _____ 測定者 _____ 印 _____

工種名 (呼び径)	測定年月日	測定位置 (管番号)	測定値(接合時)				規格値	判定	備考	測定年月日	測定値(埋戻後)				判定	備考
			a	b	c	d					a	b	c	d		

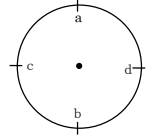
工種名 (呼び径)	測定年月日	測定位置 (管番号)	測定値(接合時)				管理基準値	判定	備考	測定年月日	測定値(埋戻後)				(参考) 規格値	判定	備考
			a	b	c	d					a	b	c	d			

注) 1. 規格値は接合時・埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、呼び径 700 mm以下の場合は管の外から確認してもよい。
 また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。
 3. 施工データが安定するまでの間は、上表の4箇所にこだわらず密に測定すること。
 4. 強化プラスチック複合管のD形の場合は、受口側と挿口側を各々測定すること。

注) 1. 管理基準値は接合部の値であり、4箇所の平均とする。
 2. (参考) 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、呼び径 700 mm以下の場合は管の外から確認してもよい。
 また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。
 4. 施工データが安定するまでの間は、上表の4箇所にこだわらず密に測定すること。
 5. 強化プラスチック複合管のD形の場合は、受口側と挿口側を各々測定すること。

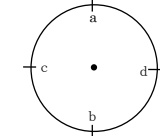
<記載例>

測定位置	測定値				平均
a	b	c	d		
NO.〇〇受 (受口側データ記載)					
# 挿 (挿口側データ記載)					



<記載例>

測定位置	測定値				平均
a	b	c	d		
NO.〇〇受 (受口側データ記載)					
# 挿 (挿口側データ記載)					



(管理基準値欄削除)

